

企業 P R 補助金交付要綱

(総則)

第 1 条 中小企業者が新規の取引先を開拓し、及び広域的な受発注の機会を確保するために行う企業 P R に係る経費に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和 47 年横須賀市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 P R 中小企業者の取引先の開拓及び受発注の機会の確保を目的に行う、産業見本市（工業製品、技術等を紹介する見本市、展示会、博覧会等をいう。以下同じ。）への出展、企業のパンフレットの作成、企業のホームページの作成、企業の P R 動画の作成、その他市長が認めるものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（個人事業主を除く。）をいう。

(補助対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に事業所及び製造拠点を有し、製造業に属する事業を主たる事業として営むこと。
 - (2) 補助金の交付を受けようとする対象経費について、同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けないこと。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 中小企業者が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと及び当該中小企業者の役員が同条第 3 号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 産業見本市への出展については、前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金の交付を受け、当該交付を受けた年度の末日から 1 年を経過していないものについては、当該交付に係る別表に掲げる区分と同一の区分についての補助金の交付を受けることができない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、1 中小企業者が補助金の交付を受けることができる回数は、当該交付に係る別表に掲げる区分の別にかかわらず、同一年度において 2 回までとする。

(補助金額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において、別表に掲げる区分に応じて、補助対象経費に同表に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該金額が同表に定める補助限度額を超えるときは、当該限度額をもって補助額とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(申請書の添付書類)

第5条 補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 企業の概要書

(2) 直近の歳入歳出決算書抄本

(3) 市税の納付を証する書類。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、市長が補助金の交付の決定に必要な限度において当該者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。

(4) 産業見本市の募集要項等（産業見本市への出展の場合に限る。）

(5) パンフレット又はホームページの企画原案等（企業のパンフレットの作成及び企業のホームページの作成の場合に限る。）

(6) P R 動画の企画原案等（企業の P R 動画の作成の場合に限る。）

(7) その他企画内容が分かるもの（前各号に該当しない場合に限る。）

(8) 当該会社の役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

(9) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支報告書

(2) 補助事業に係る領収書等の写し

(3) 出展の状況を明らかにした写真（産業見本市への出展の場合に限る。）

(4) 完成したパンフレット（企業のパンフレットの作成の場合に限る。）

(5) 完成したホームページのURLの分かるもの（企業のホームページの作成の場合に限る。）

(6) 完成した P R 動画または完成した P R 動画の U R L がわかるもの（企業

の P R 動画の作成の場合に限る。)

(7) その他実績が確認できるもの(第3号から第5号までに該当しない場合に限る。)

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
産業見本市への出展	出展料、会場使用料その他これらに類する費用	2分の1	20万円
上記以外の企業PR	パンフレットのデザイン及び印刷製本に係る委託料、ホームページのデザインおよびPR動画作成に係る委託料、その他市長が認めるもの		10万円